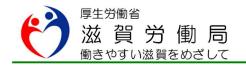
Press Release



資料提供滋賀労働局発表令和3年12月27日(月)

課長補佐上田浩司

地方障害者雇用担当官 豊嶋博文

当 (電話)077-526-8686)

令和3年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業においては、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 公的機関等においては、雇用障害者数は増加し、実雇用率も上昇

滋賀労働局(局長 待鳥浩二)では、滋賀県内の民間企業や公的機関等における、令和3年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)では、事業主に対し、常時雇用する労働者の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用 状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

滋賀県内に本社のある民間企業 <法定雇用率 2.3%>

- 1 雇用されている障害者 (注1) は、3,373.5人 (3,252.0人)。 対前年3.7%(121.5人)増加、12年連続過去最高を更新。
- 2 実雇用率 (注 2) は、2.33% (2.29%) で過去最高を更新。 前年比 0.04 ポイント上昇、全国平均 2.20% (2.15%) を上回る。
- 3 法定雇用率達成企業の割合は、<u>54.0%</u>(56.2%)。 前年比 2.2 ポイント低下したものの、全国平均 47.0%(48.6%)を上回る。

() 内は前年の数値

滋賀県内の公的機関等 <法定雇用率 2.6% 教育委員会は 2.5%>

- 1 全体の雇用障害者数は増加し、実雇用率も前年比 0.07 ポイント増。
- 2 県市町の28機関のうち、達成は15機関。未達成機関は13機関。未達成機 関の法定雇用不足数は、合計65.0人。
- 3 独立行政法人等の5機関すべて達成。
- (注1)障害者の数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとして数え、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については法律上、1人を0.5人に相当するものとして算出している。(精神障害者である短時間労働者には、特例措置あり)
- (注2) 実雇用率は、上記により算出した障害者の数を、労働者数(常用労働者総数から業種ごとに定められた除外率相当数を除いた労働者数)で除したものである。

障害者雇用状況報告の滋賀県内の集計結果(概要)

1. 民間企業における雇用状況

- (1) 雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合 (5頁、6頁、9頁参照)
 - ・滋賀県内にある民間企業 (43.5人以上規模の企業927社: 法定雇用率2.3%) に<u>雇用されている障害</u>者の数は、3,373.5人で、前年より121.5人増加(前年比3.7%増)し、12年連続で過去最高となった。
 - ・雇用されている障害者のうち、身体障害者は1,784.0人(前年比3.5%増)知的障害者は1,076.5人(同2.3%増)、精神障害者は513.0人(同7.9%増)と、いずれも前年より増加した。
 - ・<u>実雇用率は、2.33%と</u>、過去最高となり、全国平均の2.20%を上回った。
 - ・<u>法定雇用率達成企業の割合は、54.0%(927社のうち501社)</u>であり、前年を2.2ポイント下回ったものの、全国平均の47.0%を上回った。

令和2年6月1日の調査時と比べ、対象となる企業は927社と前年の885社と42社増加し、法定雇用率達成企業は501社と、前年の497社より4社増加した。

(2) 企業規模別の状況 (10頁参照)

- ・企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300~500人未満の規模企業で前年より減少したものの、その他の規模企業では前年より増加した。
- ・実雇用率は、43.5~100人未満、100~300人未満及び500~1,000人未満規模企業は前年より上昇した。なお、民間企業全体の実雇用率2.33%と比較すると、100~300人未満及び1,000人以上規模企業が民間企業全体の実雇用率を上回っている。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、100~300人未満規模企業で前年を上回った。

	企業数	法定常用労働者 数(人)	雇用障害者数 (人)	実雇用單	壑(%)	法定雇用 率達成企	法定雇用 業の割合	
		9 () ()	()()	3年度	2年度	業の数	3年度	2年度
	927	144, 726. 5	3373. 5	2. 33	2. 29	501	54. 0	56. 2
43.5-100 人未満			740.0				-, -	
> \ \/\	515	33, 739. 5	713. 0	2. 11	2. 10	266	51. 7	53.8
100-300人								
小 മ	321	48, 959. 5	1, 193. 5	2. 44	2. 33	193	60. 1	60.0
300-500人 未満	58	20, 190. 0	399. 0	1. 98	2. 00	23	39. 7	48. 3
	- 00	20, 100. 0	000.0	1.00	2.00		00.7	10.0
500-1000 人未満	24	15, 370. 5	356. 5	2. 32	2. 30	14	58. 3	65. 2
1000人以上	9	26, 467. 0	711. 5	2. 69	2. 69	5	55. 6	66. 7

(3) 産業別の状況 (11~14頁参照)

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「宿泊業、飲食サービス業」「複合サービス事業」以外の業種において、前年よりも増加した。「製造業」 (71.5人の増) 「医療、福祉」 (57.0人の増) については、10人を超える増加であった。
- ・産業別の実雇用率では、「医療、福祉」 (3.51%) 「宿泊業、飲食サービス業」 (2.55%) が法 定雇用率を上回っている。

	企業数	法定常用労働	雇用障害者数	実雇用	率(%)	法定雇	前年の
	(社)	者数(人)	(人)	3年度	2年度	用率を 上回る	雇用率 を上回
	927	144,726.5	3,373.5	2.33	2.29	業種	る業種
農業,林業	2	114.0	1.0	0.88	_		
建設業	32	3,278.5	65.0	1.98	1.99		
製造業	333	54,999.0	1205.0	2.19	2.09		0
電気・ガス・熱供給・水道業	1	-	_	1	_		
情報通信業	6	1,603.0	25.0	1.56	1.21		0
運輸業, 郵便業	61	6,217.5	137.0	2.20	2.15		0
卸売業, 小売業	100	24,150.0	522.0	2.16	2.13		0
金融業, 保険業	10	4,297.0	82.5	1.92	2.03		
不動産業, 物品賃貸業	15	1,146.5	13.5	1.18	1.09		0
学術研究, 専門・技術サービス業	14	1,965.0	41.0	2.09	1.85		0
宿泊業,飲食サービス業	26	3,112.0	79.5	2.55	2.76	0	
生活関連サービス業,娯楽業	24	2,080.5	43.0	2.07	1.84		0
教育, 学習支援業	17	1,589.0	22.5	1.42	1.22		0
医療, 福祉	164	24,098.5	845.0	3.51	3.51	0	
複合サービス事業	8	2,948.5	59.0	2.00	2.29		
サービス業	114	13,074.0	232.5	1.78	1.91		

注) -は1社のため、掲載していない。

(4) 法定雇用率未達成の企業の状況 (15頁参照)

- ・法定雇用率未達成の企業は426社で前年の388社より38社増加した。そのうち、不足数が0.5人又は 1人である企業(1人不足企業)は297社あり、未達成企業の69.7%を占めている。
- ・また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は240社あり、未達成企業に占める割合は56.3%となっている。

2 地方公共団体等における雇用状況 (17 頁~20 頁参照)

(1) 都道府県の機関

滋賀県の機関(法定雇用率 2.6%)

滋賀県の機関(滋賀県知事部局、滋賀県警察本部、滋賀県議会事務局)に在職している障害者の数は、141.0人と前年(125.0人)より16.0人増加し、実雇用率は2.77%と前年に比べ0.19ポイント上昇した。

滋賀県知事部局、警察本部、議会事務局のいずれも法定雇用率を達成した。

滋賀県教育委員会(法定雇用率 2.5%)

滋賀県教育委員会に在職している障害者の数は、240.5人と前年(250.5人)より10人減少、 実雇用率も2.55%と前年より0.11ポイント低下したものの、法定雇用率を達成した。

(2)市町等の機関

市町等の機関(法定雇用率 2.6%)

法定雇用率 2.6%が適用される機関(市町、公立病院)に在職している障害者の数は、430.0人と前年に比べ 30.0人増加し、実雇用率は 2.26%と前年より 0.10 ポイント上昇した。

21機関のうち、9機関が達成し、12機関は未達成であった。

【未達成の市町等】

大津市、長浜市、米原市、彦根市、近江八幡市、東近江市、草津市、野洲市、栗東市、愛荘町、高島市民病院、長浜市病院事業管理者

市町の教育委員会(法定雇用率 2.5%)

法定雇用率 2.5%が適用される市町の教育委員会は、県内に 3 機関あり、在籍している障害者の数は、前年より 1 名減の 4.0 人であった。

3機関のうち2機関が達成し、甲良町教育委員会は未達成であった。

(3)独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率 2.6%)

県内の独立行政法人、地方独立行政法人に雇用されている障害者は、85.0人で前年度より 11 名 増。実雇用率は2.66%と前年より0.26ポイント増加した。県内の5機関すべてが法定雇用率を達成した。

一般の民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

	常用労働者	数(人)	障害者の数	女(人)	実雇用	月率(%)	法定雇用率 の割合(%	区達成企業
		対前年増減(%)		対前年増減(%)	滋賀県	全国	滋賀県	全国
平成9年	80,926	2.6	1,519	3.3	1.88	1.47	66.2	50.2
10年	81,972	1.3	1,619	6.6	1.98	1.48	70.1	50.1
11年	84,396	3.0	1,585	-2.1	1.88	1.49	59.7	44.7
12年	83,150	-1.5	1,563	-1.4	1.88	1.49	61.2	44.3
13年	83,582	0.5	1,560	-0.2	1.86	1.49	61.2	43.7
14年	83,540	-0.1	1,509	-3.3	1.81	1.47	56.7	42.5
15年	85,228	2.0	1,534	1.7	1.80	1.48	56.5	42.5
16年	89,628	5.2	1,507	-1.8	1.68	1.46	54.7	41.7
17年	94,210	5.1	1,576	4.6	1.67	1.49	54.5	42.1
18年	97,705	3.7	1,662.0	5.5	1.70	1.52	56.9	43.4
19年	103,544	6.0	1,709.5	2.9	1.65	1.55	55.6	43.8
20年	109,029	5.3	1,800.0	5.3	1.65	1.59	54.2	44.9
21年	106,045	-2.7	1,773.0	-1.5	1.67	1.63	55.8	45.5
22年	107,204	1.1	1,809.0	2.0	1.69	1.68	56.5	47.0
23年	119,507.0	11.5	1,917.5	6.0	1.60	1.65	50.4	45.3
24年	120,502.5	0.8	2,141.0	11.7	1.78	1.69	54.7	46.8
25年	125,666.0	4.3	2,269.5	6.0	1.81	1.76	51.8	42.7
26年	127,061.0	1.1	2,370.5	4.5	1.87	1.82	54.9	44.7
27年	126,216.0	-0.7	2,500.5	5.5	1.98	1.88	59.1	47.2
28年	129,862.0	2.9	2,714.0	8.5	2.09	1.92	58.8	48.8
29年	133,561.5	2.8	2,840.5	4.7	2.13	1.97	60.7	50.0
30年	140,389.0	5.1	3,128.0	10.1	2.23	2.05	54.8	45.9
令和元年	140,516.5	0.1	3,210.5	2.6	2.28	2.11	55.7	48.0
2年	141,909.0	1.0	3,252.0	1.3	2.29	2.15	56.2	48.6
3年	144,726.5	2.0	3,373.5	3.7	2.33	2.20	54.0	47.0

注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

∫ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~ 精神障害者(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)を対象に加える。

平成23年~

√ 短時間労働者を常用労働者数に加える。√ 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5人としてカウント)を対象に加える。

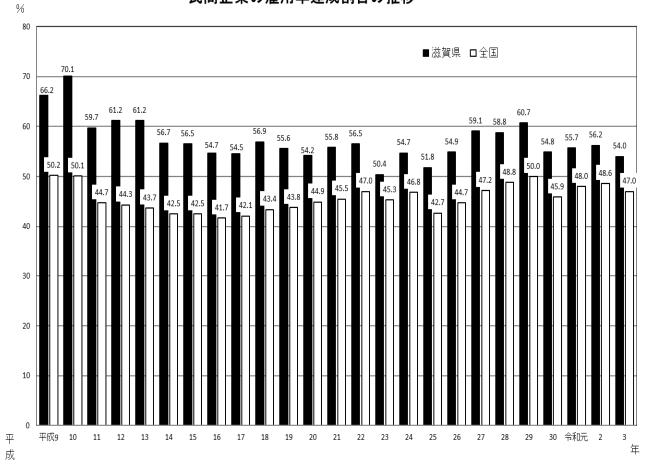
平成30年~

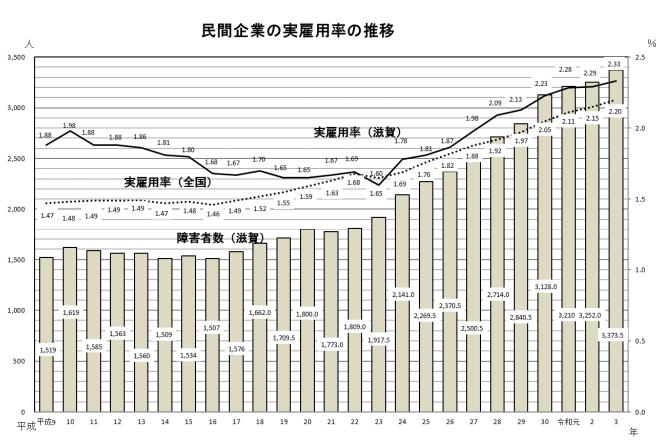
精神障害者である短時間労働者のうち、①②いずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健 福祉手帳を取得した者であること

民間企業の雇用率達成割合の推移





◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

一般の民間企業 ······ 2.3%○ 民間企業 ····· (43.5人以上規模の企業)

特殊法人等 2.6%

「労働者数38.5人以上規模の特殊法人、 | 独立行政法人、国立大学法人等

○ 国、地方公共団体 …… 2.6%

(38.5人以上規模の機関)

○ 都道府県等の教育委員会 ………………2.5%

(40.0人以上規模の機関)

※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

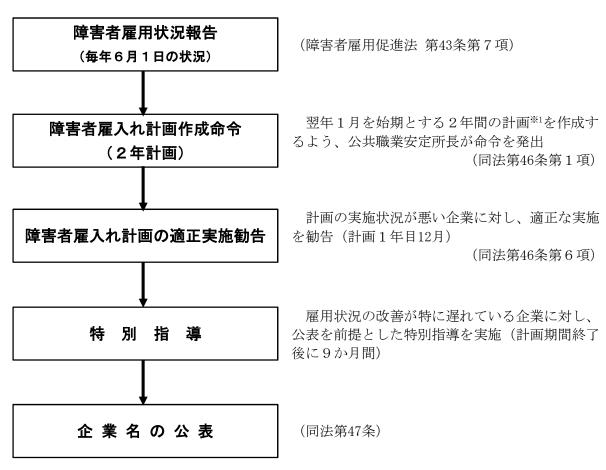
障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回 らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分としてカウントされる。
 - ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
 - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、 厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績・全国〕

- 令和2年度の実績※2
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 512社
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 122社
 - *「特別指導」の実施 30社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 522社(2年度)
- 企業名の公表

18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、21年度 7社(うち1社は再公表) 22年度 6社(うち2社は再公表)、23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、 25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、 30年度 0社、令和元年度 0社、2年度 1社

- ※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。
- ※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策と して令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1) 概沥

① 概況

9 19070													
	1		②				③ 障害者の数				4	5	6
	企			A.重度身体	B.重度身体		D.重度以外の身体		計 A×2+B		実雇用率		法定雇用率
区分			働老粉	障害者及び重 度知的障害者			障害者及び知的障 害者並びに精神障	+C-	$+D\times0.5$	F. うち新規雇用分	E÷2×100	達成企業の数	達成企業の割
						精神障害者(注	害者である短時間労						
					時間労働者	4)	働者(注5)						
		企業	人	人	人	人	人		人		%	企業	%
		007	144 700 5	400	444	0.000	F00		0.070.5	050.5	0.00	F04	54.0
滋賀県		927	144, 726. 5	486	111	2, 039	503		3, 373. 5	356. 5	2. 33	501	54. 0
	(885)	(141, 909. 0)	(466)	(106)	(2,002)	(424)	(3, 252. 0)	(331.0)	(2. 29)	(497)	(56.2)
		106, 924	27, 156, 780, 5	124, 508	18, 003	304, 060	53, 414		597, 786, 0	55, 081, 0	2. 20	50, 306	47. 0
全 国		, •= .	2., 1.5, 76516	,	,		,		,	33,000		22,000	•
	(102, 698)	(26, 866, 997. 0)	(122, 795)	(17, 084)	(291, 126)	(48, 984)	(578, 292. 0)	(57, 630. 0)	(2. 15)	(49, 956)	(48.6)

② 障害種別雇用状況

	① 障害者の数			②身体	な障害者の数					③知	的障害者の数					④精神障害者の	D数	
区分		a.重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	身体障害者		e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規雇用分 人	a.重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規雇用 分 人	c.精神障害者 人			f. 計 c+(d-e)×0.5 +e	f. うち新規雇用分 人
滋賀県	3, 373. 5	436	93	739	160	1, 784. 0	152. 0	50	18	833	251	1, 076. 5	93.0	353	206	114	513.0	111.5
22.吴水	(3, 252. 0)	(415)	(90)	(734)	(140)	(1, 724. 0)	(125.0)	(51)	(16)	(826)	(217)	(1,052.5)	(101.0)	(326)	(183)	(116)	(475.5)	(105.0)
全 国	597, 786. 0	102, 888	13, 437	130, 917	17, 875	359, 067. 5	22, 985. 5	21,620	4, 566	82, 015	21,688	140, 665. 0	12, 845. 5	75, 197	29, 782	15, 931	98, 053. 5	19, 250. 0
土国	(578, 292. 0)	(101, 767)	(12,679)	(131, 125)	(17, 462)	(356, 069. 0)	(25, 134. 0)	(21, 028)	(4, 405)	(77, 885)	(19,722)	(134, 207. 0)	(13, 418. 5)	(67, 801)	(26, 115)	(14, 315)	(88, 016. 0)	(19, 077. 5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的 障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を 乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。 ① 平成30年6月2日以降に採用された者であること。
 - ② 平成30年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは23e欄及び4f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、② ③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれか に該当する者である。
- ①平成30年6月2日以降に採用された者であること。
- ②平成30年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保 健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、令和2年6月2日から令和3年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和2年6月1日現在の数値である。 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

り 慨況												
	1		2			③ 障害者の				4	5	6
区分	企業	数	法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者 (注4)	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者並びに 精神障害者である 短時間労働者(注	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分	実雇用率 E÷②×100	法定雇用 率達成企 業の数	法定雇用率 達成企業の 割合
		企業	人	. 人	人	人	(5)	人	人	. %	企業	%
規模計		927	144, 726. 5	486	111	2, 039	503	3, 373. 5	356. 5	2. 33	501	54. 0
	(885)	(141, 909. 0)	(466)	(106)	(2,002)	(424)	(3, 252. 0)	(331.0)	(2. 29)	(497)	(56.2)
43.5~ 100人未満		515	33, 739. 5	102	27	418	128	713. 0	77. 5	2. 11	266	51.7
	(470	31, 601. 5	92	29	397	105	662. 5	63. 5	2. 10	253	53.8)
100~ 300人未満		321	48, 959. 5	164	43	705	235	1, 193. 5	141.5	2. 44	193	60. 1
	(325	49, 869. 0	163	40	692	210	1, 163. 0	133. 0	2. 33	195	60.0)
300~ 500人未満		58	20, 190. 0	55	4	277	16	399. 0	37. 0	1. 98	23	39. 7
	(58	20, 606. 5	58	5	279	23	411.5	36.0	2. 00	28	48.3)
500~ 1,000人未満		24	15, 370. 5	64	15	202	23	356. 5	46. 0	2. 32	14	58. 3
	(23	14, 417. 0	48	13	215	15	331.5	54. 0	2. 30	15	65. 2)
1,000人以上		9	26, 467. 0	101	22	437	101	711.5	54. 5	2. 69	5	55. 6
	(9	25, 415. 0	105	19	419	71	683. 5	44. 5	2. 69	6	66.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

② 障舌性別准	医用机化																			
	①						②身体障	害者の数					③知的阿	章害者の数					④精神障害者の数	
区分	障害者の数	a.重 者		b. 重度 害者であ 間労働者	る短時		度以外の 貨害者	d. 重度以外 の身体障害者 である短時間 労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用 分	a.重度知的障害 者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	t c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者である短時間労働者	$b = a \times 2 + b + c + d$	f. うち新規雇用 分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間労 働者	e. d. のうち精神 障害者である短 時間労働者(注 4)	c+(d-e)×0.5
		٨	人		人		人	Д	. <u> </u>	人	人	.)			<u> </u>					
規模計	3, 373. 5		436		93		739	160	1, 784. 0	152.0	50	18	833	251	1, 076. 5	93. 0	353	206	114	513.0 111.5
	(3, 252. 0) (415)	(90)	(734)	(140	(1,724.0)	(125.0)	(51)	(16)	(826)	(217)	(1,052.5)	(101.0)	(326)	(183)	(116)	(475.5) (105.0
43.5~ 100人未満	713.0		89		21		144	47	366.5	/	13	6	182	63	245. 5		87	23	5	101.0
	(662.5) (79)	(22)	(149)	(41)	(349.5)	/	(13)	(7)	(170)	(54)	(230.0)		(67)	(21)	(11)	(83.0)
100~300人未満	1, 193. 5		152		39		250	49	617.5		12	4	258	134	353. 0		116	133	81	223. 0
	1,163.0) (151)	(37)	(245)	(56	(612.0)		(12)	(3)	(262)	(113)	(345.5)		(113)	(113)	(72)	(205. 5)
300~ 500人未満	399.0		51		3		111	7	219.5		4	1	99	5	110. 5		52	19	15	69.0
	(411.5) (54)	(4)	(119)	(7	(234.5)	/	(4)	(1)	(97)	(9)	(110.5)	/	(55)	(15)	(8)	(66.5)
500~ 1,000人未満	356.5		58		13		95	7	227. 5		6	2	63	12	83. 0		38	10	6	46.0
	(331.5) (43)	(12)	(90)	(4	(190.0)	/	(5)	(1)	(77)	(9)	(92.5)	/	(41)	(9)	(7)	(49.0)
1,000人以上	711.5		86		17		139	50	353. 0		15	5	231	37	284. 5		60	21	7	74. 0
	(683. 5) (88)	(15)	(131)	(32	(338.0)	/	(17)	(4)	(220)	(32)	(274.0)	/	(50)	(25)	(18)	(71.5)

(3) 産業別の雇用状況 ^{① 概況}

D 概況		2			3 1	章害者の数			4	5	6
区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A.重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B.重度身体障害者及び 重度知的障害者である短 時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)		E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分	_実雇用率 E÷②×100	法定雇用 率達成企 業の数	法定雇用率成企業の割
	企業	人	. 人	人	<u></u>		人		. %	企業	
産業計	927	144, 726. 5	486	111	2, 039	503	3, 373. 5	356. 5	2. 33	501	54. 0
	(885	141, 909. 0	466	106	2, 002	424	3, 252. 0	331.0	2. 29	497	56. 2
&、林、漁業	2 (1	114. 0	0 _	0 -	1 -	0 -	1.0	0.0	0. 88	1 -	50. (
広業,採石業,砂利	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.00	0	0.0
采取業	(0	0.0	0	0	0	0	0.0	0. 0	0. 00	0	0. (
建設業	32	3, 278. 5	12	1	38	4	65. 0	3. 5	1. 98	18	56.
	(30	3, 122. 0	12	1	35	4	62. 0	8. 5	1. 99	17	56.
製造業	333	54, 999. 0	185	15	797	46	1, 205. 0	99. 0	2. 19	202	60.
	(321	54, 268. 5	171	13	759	39	1, 133. 5	82. 5	2. 09	187	58.
電気・ガス・	1	_	_	_	_	-	-	_	_	-	
熟供給·水道業	(0	0.0	0	0	0	0	0.0	0. 0	0. 00	0	0.
青報通信業	6	1, 603. 0	6	0	13	0	25. 0	4. 0	1. 56	2	33.
	(6	1, 568. 0	3	0	13	0	19.0	3. 0	1. 21	3	50.
運輸業,郵便業	61	6, 217. 5	24	5	82	4	137. 0	14. 0	2. 20	38	62.
	(59	6, 167. 5	21	5	82	7	132. 5	19. 0	2. 15	39	66.
印売業,小売業	100	24, 150. 0	58	19	337	100	522. 0	52. 5	2. 16	35	35.
	(98	24, 927. 5	60	17	355	78	531.0	38. 0	2. 13	40	40.
金融業,保険業	10	4, 297. 0	19	10	26	17	82. 5	2. 0	1. 92	2	20.
	(10	4, 329. 0	21	10	26	20	88. 0	6. 0	2. 03	4	40.
不動産業,	15	1, 146. 5	3	3	3	3	13. 5	1. 5	1. 18	6	40. (
物品賃貸業	(15	1, 189. 0	3	2	4	2	13.0	4. 0	1. 09	7	46.
学術研究,専門・技	14	1, 965. 0	8	0	25	0	41.0	7. 0	2. 09	10	71. 4
青サービス業	(11	1, 781. 5	6	0	21	0	33. 0	3. 0	1. 85	7	63.
宿泊業,飲食サービ	26	3, 112. 0	8	3	50	21	79. 5	16. 5	2. 55	18	69. 2
ス業	(29	3, 653. 5	7	4	72	22	101.0	25. 5	2. 76	20	69. (
生活関連サービス	24	2, 080. 5	5	1	29	6	43. 0	8. 0	2. 07	9	37. !
業,娯楽業 	(22	1, 979. 5	4	2	23	7	36. 5	5. 5	1. 84	7	31.
教育,学習支援業	17	1, 589. 0	2	2	15	3	22. 5	4. 5	1. 42	8	47. 1
	(16	1, 555. 0	2	2	12	2	19.0	1. 5	1. 22	8	50. (
医療,福祉	164	24, 098. 5	102	44	465	264	845. 0	116. 5	3. 51	106	64. 6
	(153	22, 470. 5	102	41	433	220	788. 0	86. 0	3. 51	99	64.
複合サービス事業	8	2, 948. 5	13	0	31	4	59. 0	0.0	2. 00	3	37. !
	(14	2, 952. 0	16	0	35	1	67. 5	3. 0	2. 29	11	78. (
サービス業	114	13, 074. 0	41	8	127	31	232. 5	27. 5	1. 78	43	37. 7
	(100	11, 878, 5	38	9	131	22	227. 0	45. 5	1. 91	47	47. (

注 -は1社の為、掲載せず

② 障害種別雇用状況

	0				障害者の数					③知的[章害者の数					④精神障害者の数	b	
区分	障害者の数	a.重度身体障害者	b. 重度身体障害 者である短時間労 働者	障害者	间方側名	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害 者である短時間労 働者	c. 重度以外の知的 障害者	d. 重度以外の知的 障害者である短時 間労働者	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間労 働者	e. d. のうち精神 障害者である短 時間労働者(注 4)	e. 計 c+(d-e)×0.5+ e	f. うち新規雇用 分
産業計	3, 373. 5	436	93	739	160	1, 784. 0	152. 0	50	18	833	251	1, 076. 5	93.0	353	206	114	513. 0	111.5
	(3, 252. 0	415	90	734	140	1, 724. 0	125. 0	51	16	826	217	1, 052. 5	101.0	326	183	116	475. 5	105.0
農、林、漁業	1	0	0	0	0	0.0		0	0	1	0	1.0		0	0	0	0.0	
	(-	-		-	-	-		_	-	-	-	-		-	-	-	-	1
鉱業,採石業,砂利採	0.0	0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0		0	0	0	0.0	
取業	(0.0	0	0	0	0	0. 0	1	0	0	0	0	0. 0	1	0	0	0	0.0	1 /
建設業	65. 0	12	1	25	4	52. 0		0	0	4	0	4. 0		8	1	1	9.0	
	62.0	12	1	23	4	50.0		0	0	4	0	4. 0	1	7	1	1	8. 0	1 /
製造業	1, 205. 0	161	13	288	19	632. 5		24	2	372	16	430. 0		125	23	12	142. 5	
	(1133. 5	149	11	290	20	609. 0		22	2	354	9	404. 5		108	17	7	120. 0	
電気・ガス・熱供給・水 道業	-	-	-	-	-	-	T	-	-	-	-	-	T	-	-	-		ı T
	(0.0	0	0	0	0	0.0		0	0	0	0	0.0		0	0	0	0.0	$\perp \perp \perp$
情報通信業	25. 0	6	0	8	0	20. 0		0	0	0	0	0.0	/	5	0	0	5. 0	1 /
	(19.0	3	0	8	0	14. 0		0	0	0	0	0.0		5	0	0	5. 0	
運輸業,郵便業	137. 0	24	4	47	2	100. 0		0	1	20	1	21.5		11	5	4	15. 5	1 /
	132.5	21	5	45	6	95. 0		0	0	20	0	20. 0		15	3	2	17. 5	$\perp \perp \perp$
卸売業,小売業	522. 0	45	15	103	49	232. 5		13	4	173	39	222. 5		52	21	9	67. 0	1 /
V 27 MF 10 BV MF	(531.0	44	14	98	37	218. 5		16	3	186	36	239. 0		50	26	21	73. 5	$\perp \perp \perp$
金融業,保険業	82. 5	19	10	16	14	71. 0		0	0	4	2	5. 0		4	3	2	6. 5	1 /
	(88.0	21	10	15	14	74. 0		0	0	4	4	6.0		3	6	4	8. 0	$\perp \perp$
不動産業,物品賃貸業	13.5	3	3	2	3	12. 5		0	0	0	0	0.0	1 /	1	0	0	1.0	1 /
学術研究,専門・技術	(13.0	3	2	2	2	11.0	1 1	0	0	0	0	0.0		1		1	2. 0	1
サービス業	41.0	8	0	12	0	28. 0		0	0	4	0	4. 0		8	1	1	9.0	1 /
	79. 5	6	•	10	0	22. 0	1	0	0	4	0	4. 0	1	6		6	7. 0	\vdash
宿泊業,飲食サービス業	/9.5 (101.0	8	2 4	11 14	7	32. 5 35. 5	1 /	0	0	26 39	14	34. 0 45. 5		7	6	6	13. 0 20. 0	1 /
生活関連サービス業,	43.0	4	1	4	2	14. 0	+ /	1	0	18	3	21. 5		5	3	2	7. 5	\vdash
娯楽業	(36.5	3	1	3	2	11.0	1 /	1	1	15	4	20. 0		3	3	2	5. 5	1 /
教育·学習支援業	22. 5	2	2	9	3	16.5	+ /	0	0	1	0	1.0		5	0	0	5. 0	+-
20日 丁日入坂本	(19.0	2	2	9	1	15. 5	1/	0	0	1	1	1. 5		2	0	0	2. 0	1 /
医療,福祉	845. 0	90	34	133	39	366, 5	+/	12	10	174	169	292. 5		88	126	70	186. 0	\perp
) IIII (AL	(788. 0	90	31	123	31	349. 5	1/	12	10	167	146	274. 0		80	106	63	164. 5	1/
複合サービス事業	59. 0	13	0	18	3	45. 5	1/	0	0	6	0	6. 0	11	7	1	0	7. 5	П
	67.5	16	0	20	1	52. 5	1/	0	0	5	0	5. 0		10	0	0	10. 0	ı/
サービス業	232. 5	41	8	63	15	160. 5	1	0	0	30	7	33. 5		27	16	7	38. 5	1
	(227. 0	38	9	74	15	166. 5	Y.	0	0	26	4	28. 0	V	23	11	8	32. 5	1

注 -は1社の為、掲載せず

) 製造業におり	する雁用状況	(板(九)			CO. Bate at a lat				~	10	
区分	企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労 働者数	A.重度身体障 害者及び重度知 的障害者	B.重度身体障害 者及び重度知的 障害者である短時 間労働者	③ 障害者の C. 重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者(注4)	D.重度以外の身 体障害者及び知	E. 計 A×2+B+C+D× 0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	(5) 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企 業の割合
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
製造業計	333	54, 999. 0	185	15	797	46	1, 205. 0	99. 0	2. 19	202	60. 7
	(321	54, 268. 5	171	13	759	39	1, 133. 5	82. 5	2. 09	187	58.3)
食料品・たばこ	19	3, 402. 5	8	4	62	5	84. 5	4. 5	2. 48	15	78. 9
	(14	2, 444. 0	5	1	48	3	60. 5	5. 0	2. 48	11	78.6)
繊維工業	22	3, 399. 5	6	1	48	6	64. 0	4. 0	1. 88	12	54. 5
	(20	3, 140. 5	5	1	42	5	55. 5	2. 5	1. 77	11	55.0
木材·家具	5	398. 5	3	1	5	1	12. 5	0. 0	3. 14	4	80. 0
	(7	502. 0	2	1	5	1	10. 5	0. 0	2. 09	4	57. 1
パルプ・紙・印刷	16	2, 470. 5	7	0	34	0	48. 0	4. 0	1. 94	9	56. 3
	(15	2, 554. 0	8	0	34	0	50. 0	3. 0	1. 96	8	53.3)
化学工業	42	5, 451. 0	11	1	91	5	116. 5	13. 0	2. 14	28	66. 7
	(33	4, 923. 0	10	1	81	5	104. 5	8. 5	2. 12	22	66.7
窯業・土石	19	4, 797. 0	20	0	101	0	141. 0	11. 0	2. 94	8	42. 1
	(18	4, 712. 0	21	0	96	0	138. 0	11. 0	2. 93	9	50.0
鉄鋼	6	1, 068. 5	4	0	11	0	19. 0	2. 0	1. 78	2	33. 3
	(6	1, 097. 5	4	0	12	0	20. 0	0.0	1. 82	3	50.0)
非鉄金属	7	1, 926. 5	9	0	28	1	46. 5	0. 0	2. 41	5	71.4
	(8	1, 907. 0	8	0	30	1	46. 5	5. 5	2. 44	6	75.0
金属製品	38	3, 443. 0	13	1	46	1	73. 5	4. 0	2. 13	19	50. 0
	(34	3, 247. 0	10	1	48	1	69. 5	5. 0	2. 14	21	61.8
電気機械	40	5, 227. 5	15	2	73	5	107. 5	13. 0	2. 06	27	67. 5
	(43	5, 909. 5	11	5	76	6	106. 0	12. 0	1. 79	23	53.5
その他機械	74	17, 010. 5	69	3	196	11	342. 5	30. 5	2. 01	40	54. 1
	(77	17, 132. 0	65	2	191	8	327. 0	21. 0	1. 91	38	49.4)
その他	45	6, 404. 0	20	2	102	11	149. 5	13. 0	2. 33	33	73. 3
	(46	6, 700. 0	22	1	96	9	145. 5	9. 0	2. 17	31	67.4)

④ 製造業における雇用状況 (障害種別)

	1)			②身体障害者の					③知的障害者の					音書者の数	
区分	障害者の数	a.重度身体障害 者	b. 重度身体 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 身体障害者	d. 重度以外の 身体障害者であ る短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	a.重度知的障害 者	b. 重度知的 障害者である 短時間労働者	c. 重度以外の 知的障害者	d. 重度以外の 知的障害者であ る短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	c.精神障害者	d. 精神障害者 である短時間 労働者	e. d. のうち精 神障害者であ る短時間労働 者(注4)	e. 計 c+(d-e)×0.5 +e
製造業計		٨	٨		٨	٨	٨				人			. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人
製垣業計	1205. 0 (1133. 5	161 149	13 11	288 290	19 20	632. 5 609. 0	24 22	2 2	372 354	1 6 9	430. 0 404. 5	125 108	23 17	12 7	142. 5 120. 0
食料品・たばこ	84. 5 (60. 5)	4 (2)	3 (0)	6 (8)	0 (0)	17. 0 (12. 0)	(3)	1 (1)	53 (39)	(3)	64.0 (47.5)	3	1 (0)	0 (0)	3.5 (1.0)
繊維工業	64. 0	3	0	23	2	30.0	3	1	19	2	27. 0	6	2	0	7.0
	(55.5)	(2)	(0)	(22)	(3)	(27.5)	(3)	(1)	(17)	(1)		(3)	(1)	(0)	(3.5)
木材·家具	12. 5 (10. 5	3 2	1	1 2	0	8. 0 7. 0	0	0	2 3	0	2.0 3.0	2 0	1	0	2. 5 0. 5)
パルプ・紙・印刷	48. 0 (50. 0	7 8	0	11 13	0	25. 0 29. 0	0	0	13 14	0	13. 0 14. 0	7 6	3	3	10. 0 7. 0)
化学工業	116. 5 (104. 5	10 9	1	34 32	4 3	57. 0 52. 5	1	0	33 32	1 0	35. 5 34. 0	21 15	3 4	3 2	24. 0 18. 0)
窯業•土石	141.0 (138.0	20 21	0	36 37	0	76. 0 79. 0	0	0	53	0	53.0 48.0	12	0	0	12. 0 11. 0)
鉄鋼	19. 0 (20. 0	4	0	4 4	0	12. 0 12. 0	0	0	3	0	3. 0 3. 0	4 5	0 0	0	4. 0 5. 0)
非鉄金属	46. 5	8 7	0 0	8	1	24. 5 22. 5	1	0	17 18	0	19. 0 20. 0	3	0	0	3. 0 4. 0)
金属製品	73. 5	10 7	1	23	1	44. 5 41. 5	3	0	18 17	0	24. 0 23. 0	5	0	0	5. 0 5. 0)
電気機械	107. 5	14 9	2 5	22 24	3 4	53. 5 49. 0	1 2	0	39	1	41. 5 45. 5	11 10	2 2	1 1	12. 5
その他機械	342. 5	62	3	90	5	219. 5	7	0	69	2	84. 0	36	5	1	39. 0
7 00 614	327.0	60	2 2	86	4	210. 0 65. 5	5	0	68 53	1	78. 5	36 15	4	1	38. 5) 20. 0
その他	149. 5 (145. 5	16 18	1	30 28	3 4	67. 0	4	0	54	6 3	64. 0 63. 5	12	6 4	4 2	20. 0 15. 0)

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

	①法定雇用率			②不	足数			③障害者の
区分	未達成企業の数	0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上 9.5人以下	10人以上	数が0人で ある企業数
規模計	426	297	81	30	9	8	1	240
况快前	(100.0%)	(69.7%)	(19.0%)	(7.0%)	(2.1%)	(1.9%)	(0.2%)	(56.3%)
42 5 100 人士港	249	227	22	0	0	0	0	216
43.5-100人未満	(100.0%)	(91.2%)	(8.8%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(86.7%)
100 200 / 七次	128	55	50	18	4	1	0	24
100-300人未満	(100.0%)	(43.0%)	(39.1%)	(14.1%)	(3.1%)	(0.8%)	(0.0%)	(18.8%)
200 500 1 七洪	35	11	8	10	3	3	0	0
300-500人未満	(100.0%)	(31.4%)	(22.9%)	(28.6%)	(8.6%)	(8.6%)	(0.0%)	(0.0%)
500 1000 1 七洲	10	3	0	2	2	3	0	0
500-1000人未満	(100.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(20.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(0.0%)
1 000 111	4	1	1	0	0	1	1	0
1,000人以上	(100.0%)	(25.0%)	(25.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(25.0%)	(25.0%)	(0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

² ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用	法定雇用率達成企業の数		
全国	2. 20	0.05	47. 0	△1.6	50, 306	/	106, 924	
北海道	2. 37	0.02	50. 1	△0.8	1,950	/	3, 889	
青森	2. 36	0.06	53.6	△0. 5	559	/	1,042	
岩手	2. 37	0.09	58.8	1.8	627	/	1,066	
宮城	2. 21	0.04	50.7	△0. 7	808	/	1, 593	
秋田	2. 21	△0.04	59. 7	△4. 1	494	/	827	
山形	2. 11	0.00	50.5	△3. 1	496	/	982	
福島	2. 14	△0.02	53.0	$\triangle 2.7$	798	/	1,507	
茨城	2. 17	△0.02	49.3	△2.8	839	/	1,701	
栃木	2. 26	0.08	54. 4	△3. 0	743	/	1, 366	
群馬	2. 19	0.03	55. 1	△1. 5	922	/	1,672	
埼玉	2. 32	0.02	47.8	△1. 7	1,743		3, 647	
千葉	2. 15	0.03	49.0	△2. 9	1, 375	/	2,804	
東京	2.09	0.05	30. 9	△1.6	6, 977	/	22, 585	
神奈川	2. 16	0.03	44. 6	△2. 8	2, 234		5, 010	
新潟	2. 20	0.03	56. 6	$\triangle 2.4$	1, 152		2, 036	
富山	2. 18	0.05	54. 1	△2.8	592		1, 095	
石川	2. 45	0. 10	53. 4	△3. 0	613	/	1, 147	
福井	2. 53	0.09	57. 6	△1.3	441	/	765	
山梨	2. 16	0. 11	57. 3	1. 1	377	/	658	
長野	2. 29	0.04	56.8	$\triangle 2.0$	1,010	/	1, 778	
岐阜	2. 25	0.08	54. 8	0.3	919		1, 677	
静岡	2. 28	0.09	51. 9	△0. 4	1,636	/	3, 152	
愛知	2. 14	0.06	46. 5	△0. 7	3, 116	//	6, 695	
三重	2. 36	0.08	56. 9	$\triangle 2.1$	723	/	1, 271	
滋賀	2. 33	0.04	54. 0	$\triangle 2.2$	501	/	927	
京都	2. 28	0.04	50. 9	△2. 2	1,005		1, 974	
大阪	2. 21	0.09	43. 0	△0.8	3, 711	/	8, 633	
兵庫	2. 25	0.04	49. 5	△1. 4	1, 784	//	3, 603	
奈良	2. 88	0.05	61. 5	△1. 0	433	/	704	
和歌山	2. 49	△0.04	61. 1	△0. 5	395	/	646	
鳥取	2. 43	0.06	60. 1	△2.9	292		486	
島根	2. 67	0.08	68. 0	0.0	420	//	618	
岡山	2. 54	0. 10	51. 1	△2. 5	798	//	1, 563	
広島	2. 30	0.05	48. 0	△1. 0	1, 170	//	2, 437	
山口	2.60	△0. 01	56. 3	$\triangle 2.3$	549	//	976	
徳島	2. 26	0.04	60. 2	△2. 5	325		540	
香川	2. 14	0.04	54. 6	$\triangle 1.1$	481	//	881	
愛媛	2. 29	0.00	48. 9	△3. 9	534	/	1, 091	
高知	2. 55	0. 00	61. 2	△1. 5	338	//	552	
福岡	2. 21	0. 13	49. 9	△2. 9	2,056	//	4, 118	
佐賀	2. 70	0.05	65. 0	△3. 9	414		637	
長崎	2. 64	0.03	59. 9	△2. 8	627	//	1, 046	
熊本	2. 41	0.03	56. 5	$\triangle 2.4$	749	//	1, 325	
大分	2. 41	0.06	61. 2	0. 4	551	//	900	
宮崎	2. 47	0.04 △0.05	61. 9	△1. 7	551 553	//	893	
	2. 54	0. 10						
) 沖縄	2. 54 2. 86	0. 10	61. 6 60. 9	$\triangle 0.4$ $\triangle 1.3$	816 660	/,	1, 325 1, 084	

2. 地方公共団体等における状況

(1) 概況

(-/	19676				
			2	3	
	区分	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員数	障害者の数	実雇用率	備考
		(人)	(人)	(%)	
滋賀県の機関		5,089.5	141.0	2.77	
	(法定雇用率2.6%)	(4,851.5)	(125.0)	(2.58)	
	滋賀県教育委員会	9,421.5	240.5	2.55	
	(法定雇用率2.5%)	(9,405.5)	(250.5)	(2.66)	
	市町の機関	19,021.5	430.0	2.26	
	(法定雇用率2.6%)	(18,506.5)	(400.0)	(2.16)	
	市町の教育委員会	266.0	4.0	1.50	
	(法定雇用率2.5%)	(280.0)	(5.0)	1.79	
;	地方独立行政法人等	3,193.0	85.0	2.66	
	(法定雇用率2.6%)	(3,088.5)	(74.0)	(2.40)	
	都道府県の機関	361,308.0	10,143.5	2.81	
	(法定雇用率2.6%)	(355,407.5)	(9,699.5)	(2.73)	
	都道府県	639,627.0	14,108.0	2.21	
全	教育委員会 (法定雇用率2.5%)	(639,291.0)	(13,156.0)	(2.06)	
全国	市町村の機関	1,329,895.5	33,369.5	2.51	
	(法定雇用率2.6%)	(1,301,788.5)	(31,424.0)	(2.41)	
	市町村の教育委員会	89,776.5	1,998.5	2.23	
	(法定雇用率2.5%)	(90,200.0)	(1,800.0)	(2.00)	
	<u> </u>	l .	l .	1	

注)下段()は令和2年の数値である。

(2) 各地方公共団体における状況

① 滋賀県の機関(法定雇用率2.6%)

区分	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数	備考
	(人)	(人)	(%)	(人)	
# <u></u>	5, 089. 5	141.0	2. 77	0.0	
滋賀県知事部局	4, 676. 5	130.0	2. 78	0.0	(注4)
滋賀県警察本部	374. 0	10.0	2. 67	0.0	
滋賀県議会事務局	39.0	1.0	2. 56	0.0	

② 滋賀県教育委員会(法定雇用率2.5%)

	1	2	3	4	
	法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
	(人)	(人)	(%)	(人)	
滋賀県教育委員会	9, 421. 5	240. 5	2. 55	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。但し、精神障害者である短時間勤務職員であって、以下のいずれかに該当する者については、1人を1カウントとしている。
 - ア) 平成30年6月2日以降に採用された者
 - イ) 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて 得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 滋賀県知事部局は、滋賀県病院事業庁及び滋賀県企業庁を含む(特例認定を受けている)。 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働 大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

③ 市町の機関における状況

法定雇用率 2.6%適用の市町

	1	2	3	4	
機関名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	(人)	(人)	(%)	(人)	
計	19, 021. 5	430.0	2. 26	63. 0	
大津市	3, 404. 0	60. 0	1. 76	28. 0	注4 特例認定あり
高島市	782. 0	20. 5	2. 62	0.0	注4 特例認定あり
長浜市	1, 500. 5	36. 0	2. 40	3.0	注4 特例認定あり
米原市	600. 0	13. 5	2. 25	1. 5	注4 特例認定あり
彦根市	1, 687. 0	37. 0	2. 19	6.0	注4 特例認定あり
近江八幡市	1, 294. 5	27. 0	2. 09	6.0	注4 特例認定あり
東近江市	1, 602. 5	34. 0	2. 12	7. 0	注4 特例認定あり
甲賀市	1, 270. 0	33. 5	2. 64	0.0	注4 特例認定あり
湖南市	571. 5	14. 0	2. 45	0.0	注4 特例認定あり
草津市	1, 536. 5	36.0	2. 34	3. 0	注4 特例認定あり
守山市	1, 001. 0	27. 0	2. 70	0.0	注4 特例認定あり
野洲市	994. 5	24. 0	2. 41	1.0	注4、特例認定あり、注5
栗東市	687. 0	16.0	2. 33	1.0	注4 特例認定あり
多賀町	80. 5	2. 0	2. 48	0.0	
甲良町	78. 0	3. 0	3.85	0.0	
豊郷町	94. 5	2. 0	2. 12	0.0	
愛荘町	252. 0	4. 0	1. 59	2. 0	注4 特例認定あり
日野町	372. 0	13. 0	3.49	0.0	注4 特例認定あり
竜王町	273. 0	8. 0	2. 93	0.0	注4 特例認定あり
高島市民病院	202. 5	4. 0	1. 98	1.0	
長浜市病院事業管理者	738. 0	15. 5	2. 10	3. 5	

法定雇用率 2.5% 適用の教育委員会

計	266. 0	4. 0	1. 50	2. 0	
多賀町教育委員会	107. 0	3. 0	2. 80	0.0	
甲良町教育委員会	96. 0	0.0	0.00	2. 0	
豊郷町教育委員会	63. 0	1.0	1. 59	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。
 - また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。
 - さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、平成30年6月2日以降に採用された者又は平成30年6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。
 - 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
 - したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 - 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
 - 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該 B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
 - 5 野洲市については11月30日時点で、不足数0.0人となり、法定雇用率達成機関となっている。

(3) 地方独立行政法人等における状況

		1)	2	3	4	
区分		法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備考
		(人)	(人)	(%)	(人)	
計		3, 193. 0	85. 0	2. 66	0. 0	
独立行政法人	国立大学法人 滋賀大学	342. 0	10. 0	2. 92	0.0	
等 (注 1)	国立大学法人 滋賀医科大学	1471.0	39. 0	2. 65	0.0	
地方独	公立大学法人 滋賀県立大学	210. 5	6. 0	2. 85	0.0	
立行政法人等(注2)	地方独立行政法人 市立大津市民病院	600. 0	15. 0	2. 50	0.0	
(/±2)	地方独立行政法人 公立 甲賀病院	569. 5	15. 0	2. 63	0.0	

- 注1「独立行政法人等」は障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。
 - 2「地方独立行政法人等」は同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
 - 3 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
 - 4 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を1カウントとしている。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。但し、短時間労働者である精神障害者で、次のいずれかに該当する場合は1人分とカウントしている。
 - ア)平成30年6月2日以降に採用された者
 - イ) 平成30年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者
 - 5 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。